

施設利用料の改正について

平素は和泉市生涯学習センターをご利用いただきありがとうございます。

このたび、和泉市において市内貸施設の利用料金の改正が実施され、本施設の利用料金も変更する事となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 新料金適用開始日 令和9年1月1日以降に予約される 令和9年4月1日以降のご利用分から

2. 基本利用料金

(単位:円/消費税含む)

室名		午前	午後	夜間	全日	1時間当たり	
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00
弥生の風ホール	休日	39,830	53,120	58,430	151,380	—	—
	平日	31,870	42,500	46,750	121,120	—	—
楽屋1・2（全2室）		880	1,180	1,180	3,240	—	—
楽屋3		1,400	1,870	2,020	5,290	—	—
楽屋4		1,870	2,500	2,810	7,180	—	—
リハーサル室		5,920	7,900	7,900	21,720	1,980	1,980
多目的室		8,430	11,250	11,510	31,190	2,820	2,880
スタジオ		1時間につき 6 5 0 円					
学習室1-A～3-B（全6室）		2,200	2,930	2,930	8,060	740	740
学習室4		8,430	11,250	12,080	31,760	2,820	3,020
和室		3,370	4,500	4,500	12,370	1,130	1,130
レセプションホール （ギャラリー）		18,750	25,000	27,500	71,250	6,250	6,880
学習室5-A・B（全2室）		2,200	2,930	2,930	8,060	740	740
茶室（翔泉亭）		3,570	4,760	4,760	13,090	1,190	1,190
特別教室（運動室）		3,230	4,310	4,310	11,850	1,080	1,080
特別教室（調理実習室）		4,680	6,250	6,720	17,650	1,570	1,680
特別教室（工房）		4,680	6,250	6,580	17,510	1,570	1,650

備考

1. 休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをいい、平日とは休日以外の日をいう。
2. 平日に弥生の風ホールを準備又は練習のために利用する場合の利用料金は、基本利用料金の1/2の額。
3. 市民等以外のものが弥生の風ホール及び楽屋以外の施設を利用する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額。
4. 商業宣伝、営業その他これらに類する目的又は入場料等を徴収する場合（弥生の風ホールを除く）の利用料金は、基本利用料金の額の2倍の額。
5. 利用者が備考3.と4.の両方に該当する場合の利用料金は、基本利用料金の3倍の額。
6. レセプションホール（ギャラリー）を絵画展、写真展、その他の展示の為に利用する場合の利用料金は、基本利用料金の1/2の額。ただし、備考4.に該当する場合は除く。
7. 利用者が弥生の風ホールにおいて入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の（1）～（3）に掲げる場合に応じて定める額。
 - （1） 入場料等の最高額が2,500円を超え5,000円以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額
 - （2） 入場料等の最高額が5,000円を超え7,500円以下の場合 基本利用料金の1.5倍の額
 - （3） 入場料等の最高額が7,500円を超える場合 基本利用料金の2倍の額
8. 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、利用区分の1時間当たりの利用料金を加算する。
ただし、文化ホール、楽屋（小）、楽屋（中）、楽屋（大）については、利用時間延長による時間当たりの基本利用料金を加算するものではなく、延長した利用時間の区分の基本利用料金を加算するものとする。
9. 利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
10. 上記とは別に、附属設備等を利用の際は、別途附属設備利用料金が加算されます。